

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>(許可による特例)</p> <p>第14条 公益上必要な建築物であつて、用途上又は構造上やむを得ないものとして市長が許可した建築物については、当該許可の範囲内において、第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条及び第10条の規定は、適用しない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、静岡市建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより第8条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(許可による特例)</p> <p>第14条 公益上必要な建築物であつて、用途上又は構造上やむを得ないものとして市長が許可した建築物については、当該許可の範囲内において、第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条及び第10条の規定は、適用しない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、静岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより第8条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者</p> <p>(3) (略)</p>																								
<p>別表第1 (第3条関係)</p>	<p>別表第1 (第3条関係)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>日の出地区再開発地区整備計画区域</td> <td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>船越地区北矢部地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>草薙駅前地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>		名称	区域	1	日の出地区再開発地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	2	船越地区北矢部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	3	草薙駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>日の出地区再開発地区整備計画区域</td> <td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>船越地区北矢部地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>草薙駅前地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>		名称	区域	1	日の出地区再開発地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	2	船越地区北矢部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	3	草薙駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	名称	区域																							
1	日の出地区再開発地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																							
2	船越地区北矢部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																							
3	草薙駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																							
	名称	区域																							
1	日の出地区再開発地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																							
2	船越地区北矢部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																							
3	草薙駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																							

4	南幹線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
5	飯田・庵原地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
6	由比駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	蒲原中部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
8	蒲原西部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
9	大岩一丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
10	清水三保羽衣地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
11	駿河台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
12	西千代田町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
13	松富上組地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

4	南幹線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
5	飯田・庵原地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
6	由比駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	蒲原中部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
8	蒲原西部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
9	大岩一丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
10	清水三保羽衣地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
11	駿河台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
12	西千代田町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
13	松富上組地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2(第4条—第10条関係)
1から13まで省略

14	柳町若松町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----	---------------	---

別表第2(第4条—第10条関係)
1から13まで省略

14 柳町若松町地区整備計画区域

建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号及び第10号に掲げるもの (2) 地区整備計画の区域の住民の利用に限られるごみ集積所
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、10メートル以下としなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、3メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、135平方メートル以上としなければならない。ただし、地区整備計画の住民の利用に限られるごみ集積所を建築する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。